

南国市都市計画法施行条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(法第29条の許可を受けなければならない一体的な開発行為)</p>	<p>(法第29条の許可を受けなければならない一体的な開発行為)</p>
<p>第3条 略</p>	<p>第3条 略</p>
<p>2 相互に隣接する土地で行われる開発行為のうち、道路、公園その他規則で定める公共施設の設置を伴うものが、次の各号のいずれにも該当するときは、一体のものとして法第29条に規定する開発行為の許可を受けなければならない。</p>	<p>2 相互に隣接する土地で行われる開発行為のうち、道路、公園その他規則で定める公共施設の設置を伴うものが、次の各号のいずれにも該当するときは、一体のものとして法第29条に規定する開発行為の許可を受けなければならない。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 開発行為に着手する日が、隣接する土地の開発行為の完了した日から<u>5年</u>以上経過していることを規則で定める方法により証明できないとき。</p>	<p>(2) 開発行為に着手する日が、隣接する土地の開発行為の完了した日から<u>1年</u>以上経過していることを規則で定める方法により証明できないとき。</p>
<p>(法第34条第1号に規定する開発行為の基準)</p>	<p>(法第34条第1号に規定する開発行為の基準)</p>
<p>第8条 略</p>	<p>第8条 略</p>
<p>2 法第34条第1号の主として周辺地域において居住している者の日常生活のため必要な物品の販売、加工又は修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>2 法第34条第1号の主として周辺地域において居住している者の日常生活のため必要な物品の販売、加工又は修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>
<p>(1)～(6) 略</p>	<p>(1)～(6) 略</p>
<p>(7) 自動車修理工場にあつては、第4号に規定する場所又は幅員が<u>7メートル</u>以上の国道若しくは県道に接している場所に位置するものであり、かつ、許可を受けようとする区域の周辺の土地利用に関して支障がないものであること。</p>	<p>(7) 自動車修理工場にあつては、第4号に規定する場所又は幅員が<u>6.5メートル</u>以上の国道若しくは県道に接している場所に位置するものであり、かつ、許可を受けようとする区域の周辺の土地利用に関して支障がないものであること。</p>
<p>(政令第29条の8第1号に規定する建築物の基準)</p>	<p>(政令第29条の8第1号に規定する建築物の基準)</p>
<p>第10条 政令第29条の8第1号に規定する建築物は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる基準に</p>	<p>第10条 政令第29条の8第1号に規定する建築物は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる基準に</p>

適合するものでなければならない。

(1) 道路管理施設 市道.....

.....
..の維持、修繕その他の管理を行うために道路管理者が設置するもの

(2) 休憩所 幅員が 7メートル.....以上の道路に接しており、当該道路を通行する自動車の運転者の休憩のために設置する施設（宿泊施設を除く。）であって、敷地面積が1,000平方メートル以上、駐車台数が10台以上、収容人員がおおむね50人以上で、運転者のための便所を備えたもの。ただし、敷地面積については、周辺の土地利用等によりやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(3) 給油所等 ガソリンスタンド及びこれに類似する自動車用液化石油ガススタンドであって、幅員が 7メートル.....以上の道路に接しているもの

適合するものでなければならない。

(1) 道路管理施設 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路の維持、修繕その他の管理を行うために道路管理者が設置するもの

.....

(2) 休憩所 幅員が 6.5メートル以上の道路に接しており、当該道路を通行する自動車の運転者の休憩のために設置する施設（宿泊施設を除く。）であって、敷地面積が1,000平方メートル以上、駐車台数が10台以上、収容人員がおおむね50人以上で、運転者のための便所を備えたもの。ただし、敷地面積については、周辺の土地利用等によりやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(3) 給油所等 ガソリンスタンド及びこれに類似する自動車用液化石油ガススタンドであって、幅員が 6.5メートル以上の道路に接しているもの